

飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う際の活動費用を助成します



鳥取県では、飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分される猫を減らし、地域の生活環境の保全を図りつつ、人と猫が共生できる社会を目指しています。ボランティア活動や地域自治会の活動などで、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うにあたり、必要となる消耗品(餌、ペットシーツ、ガソリン代等)の費用を助成します。



補助金(助成)を受けることができる方

○鳥取県内(鳥取市を除く。)にお住まいの方で、申請年度の4月1日から翌年1月31日までに、鳥取県内(鳥取市を除く。)の飼い主のいない猫の不妊去勢手術を5頭以上受けさせた方又は団体(※申請は1年度に1回限り)

※別に、地域猫活動モデル(繁殖制限措置)事業補助金を受けた方、営利目的でTNRなど不妊去勢手術を受けさせた方は助成対象とはなりません。

※また、県が「TNR等活動への技術支援業務」として依頼した不妊去勢手術については、補助金申請の対象となりませんのでご注意ください。

補助額

○補助金の額

不妊去勢手術を実施した飼い主のいない猫1頭につき2,000円

○補助金の上限

個人60,000円(5～30頭まで)・団体200,000円(5～100頭まで)※

※団体はボランティア団体、自治会(地域住民組織)などが対象となります。

補助金の申し込み方法(受付期間:11月1日から翌年2月28日まで)

○鳥取県HP等から申請書類をダウンロードいただき、必要事項を記入し添付書類をそろえ、「鳥取県くらしの安心推進課」に郵送、持参、または電子申請サービスにより御提出ください。(ファクシミリ又はメールでの受付は行っておりませんのでご了承ください。)

○必要書類

- ・申請書(様式第1号)
- ・誓約書兼同意書(様式第3号)
- ・動物病院が発行した診療明細書(明細書の宛先が申請者であることが分かるもの)又は市町村が交付した飼い主のいない猫の不妊去勢手術に係る補助金額の確定通知書(手術頭数が分かるもの)
- ・補助金の振込先口座が分かるもの
(通帳等の写しなど。団体の場合は団体が開設した金融機関口座へのお振込みとなります。)
- ・団体の場合は、団体規約など活動内容が分かるもの。

お問い合わせ先・申請書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課

電話0857-26-7877/ファクシミリ0857-26-8171/



詳細情報の確認や申請書様式等のダウンロードは、こちらのQRコードから可能です。